

# 2008年7月 自動車保険商品・料率改定のご案内



拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より弊社の自動車保険に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社では2008年7月始期契約より、自動車保険の改定を実施いたします。

改定にあたりましては、お客様にとってよりわかりやすい商品とは何かを改めて検討し、商品・料率制度の簡素化を進めるとともに、万が一の事故に遭われた時だけでなく、自動車保険ご加入時にもお客様によりご安心いただける商品・事務・システムを構築いたしました。

弊社といたしましては、お客様により一層安心・信頼いただける保険会社となるよう鋭意努力していく所存ですので、今後とも今までと変わらぬご愛顧を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

東京海上日動火災保険株式会社

## 商品・料率改定の概要

### 1 自動車保険の商品ラインアップを変更します。

下記のとおり商品ラインアップを変更します（補償内容にも一部変更があります。）。



### 2 「事故・故障時選べる特約」を新設します。

遠隔地事故諸費用条項、遠隔地事故諸費用補償特約およびキャンセル費用補償条項を廃止し、事故・故障時選べる特約を新設します。

トータルアシスト、トータルアシスト・ミニ：すべてのご契約に自動セットされます。

TAP：ご契約のお車の用途・車種が自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）、自家用貨物車〔普通（最大積載量2トン以下）・小型・軽四輪〕、特種用途自動車（キャンピング車）、二輪自動車および原動機付自転車の場合にご加入いただけます（レンタカーおよび教習用自動車を除きます。）。

### 事故・故障時選べる特約にご加入いただいたお客様に、選べるロードアシストをご提供します。

従来のロードアシストを廃止し、より内容を充実した選べるロードアシストを、事故・故障時選べる特約にご加入いただいたお客様にご提供します。

改定前（ロードアシストの提供条件）		改定後（選べるロードアシストの提供条件）	
トータルアシスト	○	トータルアシスト	○
トータルアシスト・ミニ	△ （車両保険をご契約 いただいた場合のみ）	トータルアシスト・ミニ	
TAP家庭用 ・ TAP事業用	△ （主な自家用車※で、人身傷害補償保険・ 車両保険をご契約いただいた場合のみ）	TAP	△ （事故・故障時選べる特約に ご加入いただいた場合のみ）

**ご注意ください！** 従来、TAP家庭用またはTAP事業用をご契約いただいており、ロードアシストを提供させていただいていた場合であっても、改定後のTAP契約では、事故・故障時選べる特約にご加入いただいていない場合は、選べるロードアシストの対象外となります。

※主な自家用車とは、お車の用途・車種が自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）、自家用貨物車〔普通（最大積載量2トン以下）・小型・軽四輪〕、特種用途自動車（キャンピング車）であるものをいいます。

その他にも改定を行っています。次ページ以降をご参照ください。

### 3 搭乗者傷害保険を改定します。

#### (1) 搭乗者傷害保険のラインアップ変更

	改定前	改定後
トータルアシスト トータルアシスト・ミニ	<ul style="list-style-type: none"> <li>部位・症状別払方式</li> <li>日数払方式</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一時金払方式 *日数払方式を廃止しました。</li> </ul>
TAP	<ul style="list-style-type: none"> <li>部位・症状別払方式</li> <li>日数払方式</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一時金払方式</li> <li>日数払方式※1</li> </ul>

※1 通院の場合の治療日数について90日を限度とする等の改定を行っています。

#### (2) 一時金払方式の新設

「部位・症状別払方式」の手術加算金、救命救急医療加算金を廃止し、入通院給付金の補償額を一部変更した「一時金払方式(基準額:10万円)」を新設します。

また、基準額を2倍(20万円)とする「搭乗者傷害保険の傷害保険金倍額払特約」を新設します。

### 4 商品・保険料率に関するその他の主な改定項目は以下のとおりです。

○印のある商品について、下表のとおり改定を実施しています。各項目の詳細および下表以外の改定点については、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

\*下表では、トータルアシストはT/A、トータルアシスト・ミニはT/Aミニと表記します。

項目	概要	T/A	T/A ミニ	TAP	ドライバー 保険
商品ラインアップの変更等	①TAPでは、保険証券記載の補償を受けられる方の個人・法人の別により、補償内容(人身傷害保険・無保険車事故傷害特約の車外補償、他車運転危険補償特約の適用等)や保険料が異なります。 ②他車運転危険の個人被保険者に関する特約を廃止し、法人契約の個人被保険者に関する特約※2を新設します。	—	—	○	—
パーソナルセットプランの廃止等	日常生活賠償責任補償特約を除き、パーソナルセットプランを廃止します。また、日常生活賠償責任補償特約の名称を個人賠償責任補償特約※3に変更します。	○	○	○	—
人身傷害保険等の改定	①人身傷害保険の臨時費用保険金を廃止します。 ②ご契約のお車の自動車損害賠償保障法上の保有者・運転者を人身傷害保険の補償を受けられる方に追加します。これにともない、人身傷害保険が自動セットされるT/A、T/Aミニおよび人身傷害保険をご契約されたTAPについては、自損事故傷害特約をセットしません(人身傷害保険で補償されます)。	○	○	○	—
人身傷害に関する交通事故危険補償特約の改定	補償の対象となる交通乗用具の範囲について、シニアカー等を追加するとともにキックボードを除外します。	○	○	—	—
搭乗者傷害保険の改定	①TAPおよびドライバー保険では日数払方式を特約とした上で、通院の場合の治療日数について90日を限度とする等、一部改定を行います。 ②座席ベルト装着者特別保険金を廃止します。	○	○	○	○
補償を受けられる方の 免責規定に 「極めて重大な過失」を追加	搭乗者傷害保険、自損事故傷害特約、無保険車事故傷害特約の保険金をお支払いできない場合に、「補償を受けられる方の極めて重大な過失」に起因する事故を追加します。	○	○	○	○
車両価額協定保険特約の 自動セット	ご契約のお車の用途・車種を問わず車両価額協定保険特約を自動セットします(レンタカー、販売用自動車・受託自動車等には自動セットしません)。	○ (従来より自動セット)	○	○	—
車両保険の 自己負担額(免責金額) 設定方法の変更	車両保険の自己負担額(免責金額)のラインアップを変更します。	○	○	○	—
事故・故障時レンタカー費用 補償特約の新設等	事故時レンタカー費用条項、事故時レンタカー費用補償特約、事故時レンタカー費用の支払対象日数に関する特約(10日間)、代車等費用補償特約(修理期間定額払)、代車等費用の支払対象日数に関する特約(定額払・10日間)および盗難に関する代車等費用補償特約を廃止し、事故・故障時レンタカー費用補償特約を新設します。	○	○	○	—

※2 保険証券記載の補償を受けられる方が法人のTAPの場合に、その法人の代表権を有する方を「個人被保険者」として設定いただくことで、個人被保険者やそのご家族等がご契約のお車に乗車中の事故に加え、ご契約のお車に乗車中以外の事故についても、ご契約内容に応じて保険金をお支払いします。

※3 補償範囲を国外まで拡大し、保険金額は国内・無制限、国外・1億円とします(国内での事故に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います)。

項目	概要	T/A	T/A ミニ	TAP	ドライバー 保険
運転者の年齢条件特約の適用範囲変更	保険証券記載の補償を受けられる方が個人のTAPについて、運転者の年齢条件特約の適用範囲を変更します。*4	—	—	○	—
子供年齢条件追加特約等の廃止	同居の子供年齢条件追加特約(T/A、T/Aミニ)および子供年齢条件追加特約(TAP)を廃止します。	○	○	○	—
臨時代替自動車補償特約の自動セットの条件を変更	保険証券記載の補償を受けられる方が法人のTAPに臨時代替自動車補償特約を自動セットします(保険証券記載の補償を受けられる方が個人のTAPには自動セットされません。なお、主な自家用車*5のご契約には他車運転危険補償特約が自動セットされます。)	—	—	○	—
車内携行品補償特約の新設等	積載動産損害条項および身の回り品補償特約を廃止し、車内携行品補償特約を新設します。	○	○	○	—
ファミリーバイク特約の改定	ご契約のお車の対物賠償責任保険の自己負担額(免責金額)をファミリーバイク特約にも適用し、5万円の上限を廃止します。	○	○	○	—
車対車事故限定等級プロテクト特約(相手自動車確認条件付)の廃止	車対車事故限定等級プロテクト特約(相手自動車確認条件付)を廃止します。	○	○	○	—
その他の特約等の廃止  ①については、保険種類ごとに廃止する商品が異なります。	①車両価額協定保険特約に関する縮小補償特約、車両盗難縮小補償特約、地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約(縮小補償)、研修生等の運転危険担保特約、特定区域内土砂等運搬自動車保険特約、車両損害のいたずら・落書不担保特約、全損時のみ車両損害補償特約、リースカーに関する全損時のみレンタカー費用補償特約(盗難分損時一部復活補償付)を廃止します。 ②TAP-F基本特約の車両保険について、車価対千料率方式および遞減方式を廃止します。	○	○	○	○
保険料のお支払方法の変更	①団体扱の6回分割による払込方法を廃止します。 ②保険料分割払特約(大口)を廃止し、一般分割払と統合します。 ③月掛12回払特約を廃止しています(2007年12月以降始期より)。	○	○	○	○
特種用途自動車の用途・車種規定変更	特種用途自動車のうち、キャンピング車・事務室車・放送宣伝車の用途・車種規定を変更します。	○	○	○	—

※4 年齢条件の対象となる方の範囲を保険証券記載の補償を受けられる方と「同居のご家族\*1 \*2」に限定します。保険証券記載の補償を受けられる方とその「同居のご家族」の中で、ご契約のお車を運転される最も若い方の年齢に応じて運転者の年齢条件をお決めいただくことができます。従って、帰省中のお子様や友人・知人等が運転中の事故については、年齢条件の対象外でも補償します(従来は「臨時運転者特約」へのご加入が必要でした。)。これに伴い「臨時運転者特約」を廃止します。

\*1 「同居のご家族」とは、保険証券記載の補償を受けられる方の配偶者および保険証券記載の補償を受けられる方またはその配偶者の同居の親族となります。

\*2 保険証券記載の補償を受けられる方またはその「同居のご家族」が営む事業の従業員が業務で運転される場合には、年齢条件の対象となります。

※5 主な自家用車とは、お車の用途・車種が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)、自家用貨物車[普通(最大積載量2トン以下)・小型・軽四輪]、特種用途自動車(キャンピング車)であるものをいいます。

## 5 保険料のお支払い方法が、安心・簡単・便利なキャッシュレスになります。

主なお支払い方法			
金融機関での口座振替によるお支払い	クレジットカードによるお支払い	コンビニエンスストア・郵便局等での払込取扱票によるお支払い	請求書(銀行等への振込み)によるお支払い

初回保険料をお支払いいただく期日(払込期日)は保険期間の開始月の翌月となります。なお、口座振替またはクレジットカードにより分割して保険料をお支払いいただく場合、第2回目以降の払込期日はその翌月以降となります。

●お勤め先やご所属の団体等を通じて集金する団体扱・集団扱や、ご契約時に保険料をお支払いいただく方式もあります。なお、ご契約内容により、ご利用いただけないお支払い方法があります。

## 6 しっかり更新サポートを導入します。

ご契約の更新手続きについて、「早期」に「しっかり」とお客様にご案内し、安心してご契約手続きをしていただくためのしくみ(「しっかり更新サポート」)を新設しました。



### <新設しました>

・保険契約の更新に関する特約  
・自動車補償の更新に関する特約(ドライバー保険を除きます。)

### <左記の特約がセットされた場合>

しっかり更新サポート専用の更新案内をお送りします。万が一ご契約者のご連絡がとれず、ご契約の更新手続きが行えなかった場合でも、更新前契約と同様のご契約内容でご契約を更新します。

ご契約の更新をご希望されない場合、その旨をご通知していただく必要があります。

しっかり更新サポートは、ご契約期間の開始日が2008年7月1日以降のご契約の満期にともなう更新手続きから適用されます。

## 7 料率制度および保険料水準を改定します。

### (1) トータルアシスト、トータルアシスト・ミニ、TAPの料率制度の改定

- ① エアバッグ割引、デュアルエアバッグ割引、ABS割引、横滑り防止装置割引、衝突安全ボディ割引の各種割引を廃止します。
- ② 自家用軽四輪乗用車にも新車割引を適用します。
- ③ 環境対策車割引を廃止し、自家用普通乗用車・自家用小型乗用車の新車割引の割引率を拡大します。
- ④ イモビライザー割引の割引率を変更します。また、盗難車追跡装置割引を廃止します。

### (2) その他の主な保険料水準の改定

改定率はご契約内容によって異なります。ご不明な点については、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

\*下表では、トータルアシストはT/A、トータルアシスト・ミニはT/Aミニと表記します。

項目	概要	T/A	T/A ミニ	TAP	ドライバ ー保 険
免許証の種類(色)に応じた保険料区分の拡大	年齢条件が「年齢を問わず補償」、「21歳以上補償」の場合にも、T/AおよびT/Aミニにおける免許証の種類(色)に応じた保険料区分(ゴールド、ゴールド以外)を適用します。	○	○	—	—
長期優良契約割引の適用条件拡大	年齢条件が「年齢を問わず補償」、「21歳以上補償」の場合にも、長期優良契約割引の適用を可能とします。	○	○	○	—
運転者の年齢条件特約の適用範囲変更にもなう保険料率の改定	保険証券記載の補償を受けられる方が個人のTAPについて、運転者の年齢条件特約の適用範囲を変更することに伴い、運転者の年齢条件特約にご加入いただき、かつ、運転者本人・配偶者限定特約または運転者家族限定特約にご加入いただいていないご契約の保険料が引き上げとなる場合があります。	—	—	○	—
その他の保険料率の改定	搭乗者傷害保険(日数払方式)へのご加入の有無、入院時選べるアシスト特約へのご加入の有無等、ご契約内容に応じて保険料が引き上げになる場合と引き下げになる場合があります。	○	○	○	○
ドライバー保険の料率改定	搭乗者傷害保険、自損事故傷害特約の商品改定にともない、ドライバー保険の保険料が変更となります。	—	—	—	○

### ペットネーム・略称等についてのご注意

このチラシでは、一部ペットネーム・略称等による表示をしております。

事故・故障時選べる特約	事故・故障時諸費用補償特約をいいます。
入院時選べるアシスト特約	人身傷害諸費用補償特約をいいます。
パーソナルセットプラン	日常生活賠償責任補償特約、借家人賠償責任補償特約、受託品賠償責任補償特約、家族傷害補償特約、生活用動産補償特約、携行品損害補償特約、ホールインワン・アルパトロス費用補償特約をいいます。

### <保険契約の自動継続に関する特約にご加入のご契約者へのお知らせ>

この度の改定に伴い、2008年6月30日以前をご契約期間の開始日とし、2008年7月1日以降に満期を迎えるご契約について、自動継続を停止します。

\*このチラシのご案内は、トータルアシスト、トータルアシスト・ミニ、TAP、ドライバー保険のご契約を対象としております。

\*このチラシは、2008年7月に実施する自動車保険商品・料率改定の概要を記載したものです。適用できる割引や特約等には一定の条件がある場合があります。なお、ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「パンフレット」、「ご契約のしおり」、「普通保険約款および特約条項」をご用意しておりますので、必要に応じて、代理店または東京海上日動にご請求ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

\*ご契約に関する個人情報は、東京海上日動プライバシーポリシーに基づき取扱います。詳しくは、東京海上日動のホームページをご覧ください。

#### 事故・故障のご連絡・ご相談は

東京海上日動安心110番(事故受付センター)

事故は 119番・110番



**0120-119-110**

受付時間: 24時間365日

#### 保険に関するお問い合わせ・ご相談は

東京海上日動カスタマーセンター



**0120-691-300**

受付時間: 午前9時～午後8時(平日、土日祝とも)

お問い合わせ先

### 東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050

<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>